

## 託児等利用補助 利用の手引き

本学には仕事と子育ての両立支援のために、さまざまな支援事業があります。財源などの違いにより対象者や利用方法が異なるため、初めて利用する方はどの事業を利用すればいいのかわからず、申請のハードルが高いのかもしれませんが。支援事業を必要としている方にもっと利用していただくために利用の手引を作成いたしました。

Q: どのような場合に利用できますか？

A:

- ①新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ対策等で休園・休校になった！仕事が休めない！
- ②年末年始・土日祝日の勤務・研究・教育（試験監督など）にあたった！
- ③夜間などの急な呼び出しで出勤した
- ④学会・研修会・セミナーに参加するため子供を預けた

①～④の場合に

→ベビーシッターに家に来てもらった

料金相場2,000-3,000円/時 2-3万円/10時間

→民間の一時預かりに子供を預けた ホテルなど 料金相場2,000-5,000円/時

→学会などの託児サービスを利用した

- ⑤子供が熱を出して登園・登校できない！仕事が休めない！

→ベビーシッターに家に来てもらった 料金相場3,000-4,000円/時  
(通常勤務時間の場合は、ベビーシッター利用補助を利用)

- ⑥平日の勤務が延長した！お迎えの時間に間に合わない！

→ベビーシッターに送迎してもらった 料金相場2,000-3,000円/時

→京都市ファミリーサポートに送迎してもらった 700-900円+実費/時

→保育園などの延長料金がかかった

◇ 上記以外の状況でもご利用可能な場合がありますので、  
ご遠慮なく弊センター ([miyako@koto.kpu-m.ac.jp](mailto:miyako@koto.kpu-m.ac.jp)) までお問い合わせください。



お気軽にお問い合わせください

**075-251-5165**  
(内線 9503)

E-MAIL

[miyako@koto.kpu-m.ac.jp](mailto:miyako@koto.kpu-m.ac.jp)

Q: 補助金額はいくらまでですか？

A: 1日上限1万円 年度内5万円まで何回でも利用可能

Q: 対象となる子どもの年齢は？

A: 0歳～小学6年

Q: 手続きはどのようにすればよいですか？

A: 保育サービス利用後に領収書原本+申請書をWLB支援センター長に提出  
(領収書は捨てないで！)



詳細・申請書のダウンロードはこちらから

Q: ベビーシッター利用補助事業との違いは？

A:

①ベビーシッター利用補助事業は通常業務時間内に利用、それ以外の勤務の場合は「託児等利用補助」を利用

②ベビーシッター利用補助事業は取扱業者（京都では20業者）しか利用できないが、「託児等利用補助」は業者の指定はなし

③ベビーシッター利用補助事業は小学校3年生まで（障害者手帳をもつお子さまは小学6年生まで）だが、「託児等利用補助」は小学校6年生まで利用可

「託児等利用補助」は2022年10月12日以降の利用の領収書があれば  
今からでも申請できます！ （申請書提出期限 2023年2月28日）



お気軽にお問い合わせください

**075-251-5165**  
(内線 9503)

E-MAIL

**miyako@koto.kpu-m.ac.jp**